介護保険　要介護度継続　申請書

転入継続

（あて先）　紀北広域連合長

次のとおり（　紀北町　・　尾鷲市　）への転入に伴い、要介護度の継続を申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※太わくの中をご記入ください。 | | | 申請年月日 | 令和　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 被保険者 | フリガナ |  | | |
| 氏　　名 |  | | |
| 住　　所 | 〒  （電話番号） | | |
| 生年月日 | 年　　　　　　月　　　　　　日 | | |
|  |  | | |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | □本人  □代理人・・・下記の代理人欄にご記入下さい。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 代理人 | 代理人氏名 |
| 被保険者との関係  □配偶者□同居親族□法定代理人□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 代理人住所　　〒  （電話番号） |

* 現在、転入前の市町村で介護認定の申請中です。

＜紀北広域連合確認欄＞

|  |  |
| --- | --- |
| **チェックリスト** | **受付印** |
| * 申請者の本人確認 |  |
| * 住所地特例施設以外への転入 |
| * （お持ちの方のみ）転入前住所地での   『受給資格証明書』もしくは『介護保険証』 |

転入前住所からの要介護度の継続について

○転入前の自治体で受けた介護保険認定結果は、転出先である紀北広域連合においても継続がする事ができます（期間6か月間）。

介護度の継続を希望される方は、尾鷲市役所・紀北町役場で転入の手続きを行われた後、同封しております　『要介護度継続申請書』と、下記添付書類の方を紀北広域連合へとご提出ください。

　紀北広域連合で申請書を受理後、結果の方を被保険者証と共に発送いたします。

　なお、上記の被保険者証や受給資格証明書がない場合、予め紀北広域連合へと連絡をお願いいたします。

　●要介護度の転入継続を希望する場合に必要な提出書類

1. 『要介護度継続申請書』（本通知に同封）
2. 『紀北広域連合介護保険被保険者証』

（本通知に同封しているピンク色の証書）

1. （お持ちの方のみ）

転入前の自治体で発行された『介護保険被保険者証』、『受給資格証明書』